

大気汚染防止法に基づく揮発性  
有機化合物（VOC）排出施設  
の設置等に係る届出書記載要領

平成22年11月

京 都 府

## 目次

1	揮発性有機化合物排出施設を設置する場合等の届出要領	
(1)	揮発性有機化合物排出施設	1
(2)	届出を必要とする工場又は事業場	1
(3)	届出の方法	1
ア	届出の種類及び提出期間	1
イ	提出先	2
ウ	提出部数	2
2	届出書の記載方法	
(1)	揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書	3
	<添付書類>	
ア	揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法（別紙1）	4
イ	揮発性有機化合物の処理の方法（別紙2）	7
ウ	工場・事業場の概要（府様式A（VOC））	8
エ	揮発性有機化合物排出施設等設置リスト（府様式B（VOC））	9
(2)	氏名等変更届出書	10
(3)	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、 特定粉じん発生施設）使用廃止届出書	11
(4)	承継届出書	12
3	記載例	
(1)	揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書	14
(2)	氏名等変更届出書	23
(3)	ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、 特定粉じん発生施設）使用廃止届出書	24
(4)	承継届出書	26
4	参考資料	28

本要領中、「VOC」とは「揮発性有機化合物」を指します。

平成18年 3月制定

平成22年 1月改正

平成22年11月改正

# 1 揮発性有機化合物排出施設を設置する場合等の届出要領

## (1) 揮発性有機化合物排出施設

規制の対象となる揮発性有機化合物排出施設とは、大気汚染防止法第2条第5項に規定される施設であり、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためその規制を行うことが特に必要なものに適用されます。

具体的には、大気汚染防止法施行令第2条の3及び同別表第1の2において定められています。

## (2) 届出を必要とする工場又は事業場

揮発性有機化合物排出施設を設置又は、その構造等を変更しようとする工場又は事業場は事前に届出が必要です。

また、ある施設が法令の改正により揮発性有機化合物排出施設となった際、現にその施設を設置している（設置の工事をしている場合も含む。）工場又は事業場は、経過措置として当該施設が揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内に届け出ることとなっています。

なお、揮発性有機化合物を排出しないことが外形上明らかと認められる施設は、揮発性有機化合物排出施設には該当しません。ただし、排出ガス処理装置の設置により排出を抑制している施設は該当します。

## (3) 届出の方法

大気汚染防止法に基づく設置届出等をする場合は次の書類が必要です。

届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。

### ア 届出の種類及び提出期間

	届出の種類	該当条項	届出用紙	届出の期間
(1)	揮発性有機化合物排出施設を設置するとき※	法第17条の5第1項	様式第二の二 揮発性有機化合物排出施設設置(使用、変更)届出書  別表の書類を添付すること	揮発性有機化合物排出施設の設置工事着手予定日の <b>61日以前</b>
	既設の施設が揮発性有機化合物排出施設となったとき	法第17条の6第1項		揮発性有機化合物排出施設となった日から <b>30日以内</b>
	揮発性有機化合物排出施設の構造、使用方法、揮発性有機化合物の処理の方法等を変更するとき※	法第17条の7第1項		変更の <b>61日以前</b>
(2)	氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名等に変更があったとき	法第11条(第17条の13第2項において準用)	共通様式 氏名等変更届出書	変更後 <b>30日以内</b>
(3)	揮発性有機化合物排出施設の使用を廃止したとき	法第11条(第17条の13第2項において準用)	様式第五 ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設)使用廃止届出書	廃止後 <b>30日以内</b>
(4)	揮発性有機化合物排出施設を承継したとき	法第12条第3項(第17条の13第2項において準用)	共通様式 承継届出書	承継後 <b>30日以内</b>

※：揮発性有機化合物排出施設を設置又は変更する場合は、届出後60日間（実施制限期間）は工事に着手できません。

ただし、届出の審査によって排出基準の適合等が認められるときは、審査事務に要する期間を除き実施制限期間は短縮されます。

イ 提出先

所管保健所へ提出してください。

ウ 提出部数

保健所によっては正本1部に加え、写しを2部以上提出するようお願いする場合がありますので、必ず提出先の保健所（提出先一覧を参照）で提出部数を確認してください。

【別表 設置（使用・変更）届に添付する書類一覧】

様 式 等		設置 使用	変更
様 式	揮発性有機化合物排出施設設置（使用・変更）届出書【様式第二の二】	○	○
	揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法【別紙1】	○	※1
	揮発性有機化合物の処理の方法【別紙2】	○	
	工場・事業場の概要【府様式A（VOC）】	○	○
	揮発性有機化合物排出施設等設置リスト【府様式B（VOC）】	○	○
添 付 図 面  ※ 3	揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図	○	※2
	揮発性有機化合物処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図	○	
	揮発性有機化合物の排出の方法を記入した概要図 （煙突や排出口の配置及び構造図）	○	
	揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物処理施設の設置場所	○	
	排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所	○	
	付近見取図	○	○

※1：変更のある部分の用紙を添付し、変更前後を対照して記載してください。

※2：変更のあるもののみ添付し、変更前後は別の図としてください。

※3：必ずしも事項別に別図を添付する必要はなく、一枚の図面に複数の事項を記入することで別図の枚数を削減することが可能です。

【提出先一覧】

揮発性有機化合物排出施設の設置場所	提出先
京都市	京都市
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北保健所
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南保健所
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所
福知山市	中丹西保健所
舞鶴市、綾部市	中丹東保健所
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後保健所

## 2 届出書の記載方法

(1) 揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書  
（様式第二の二）

（記載例 14 ページ）

事 項	記 載 方 法	留 意 事 項
届出書の種別	揮発性有機化合物排出施設の設置、使用、構造等の変更の各届出に共通のものであり、記載に際しては、その都度不要な文字を抹消してください。 また、大気汚染防止法の該当条項に関する記述について不要な字句を抹消してください。	
届出年月日	保健所へ提出の年月日を記載してください。	届出書、添付書類が不備なものは受け付けられないので、必ず事前に指導を受けてください。
届出宛先	提出する保健所名を記載してください。	
届 出 者	届出者は、法人にあっては原則として当該法人の代表者としてください。 また、委任状を添付して代理人が届け出ても差し支えありません。 法人にあっては、代表者印（登記されているもの）を押印してください。 なお、氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。	代理人が届け出る場合、届出者に係る必要事項を記載し、その下欄に代理人と明記し、記名押印してください。 また、届出者から公害関係法令に係る届出等に関する権限を委任された旨の委任状（代理権授与証）を添付してください。 ただし、既に届出のある届出者の代理人が当該工場又は事業場の長である場合であって委任者及び受任者の双方に変更のない場合は、既提出の委任状の写しでも差し支えありません。
工場又は事業場の名称	揮発性有機化合物排出施設を設置する工場又は事業場の名称を記載してください。	名称は省略せずに記載してください。
工場又は事業場の所在地	揮発性有機化合物排出施設を設置する工場又は事業場の所在地を記載してください。	番地まで記載してください。
揮発性有機化合物排出施設の種類	大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載してください。	例 6 項 印刷の用に供する乾燥施設

事 項	記 載 方 法	留 意 事 項
工場又は事業場における施設番号	<p>設置する（している）すべての揮発性有機化合物排出施設に番号を付したうえで、今回の届出に係る施設に付された番号を抜き出し記載してください。</p> <p>また、変更届の場合は変更前、変更後の内容を対照して別欄に記載してください。</p>	<p>府様式B（VOC）の揮発性有機化合物排出施設等リストの施設番号と一致させてください。</p> <p>一旦付した番号は変更しないでください。</p> <p>機種・能力等同一の揮発性有機化合物排出施設を複数基同時に届出する場合は、該当施設は1基分のみ記載し、他は省略しても構いませんが、この場合は必ず、該当するすべての施設番号を本欄に一括して記載してください。</p>
名称及び型式	<p>大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる名称を記載し、更に（ ）書きにより施設の型式名や商品名を付記してください。</p>	
設置年月日	<p>揮発性有機化合物排出施設の設置工事に着手した年月日を記載してください。</p>	<p>設置届の場合は記載不要です。</p>
着手予定年月日	<p>施設の設置若しくは構造等の変更に係る工事に着手しようとする年月日を記載してください。</p>	<p>工事の着手については実施制限があり、届出受理日から60日を経過した後でないとは着手できません。</p> <p>使用届の場合、記載不要です。</p>
使用開始予定年月日	<p>施設の使用を開始しようとする年月日を記載してください。</p> <p>時期が定まっていない場合は、施設の設置若しくは構造などの変更に係る工事の完了予定日を記載してください。</p>	<p>使用届の場合は記載不要です。</p>
規模	<p>揮発性有機化合物排出施設の種類毎に、大気汚染防止法施行令別表第1の2の下欄に掲げられている送風機等設備のそれぞれの定格能力又は最大値を記載してください。</p>	
1日の使用時間及び月使用日数等	<p>当該施設を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載してください。</p> <p>施設の使用開始時刻及び終了時刻を記載してください。</p> <p>1工程を1回として、1回あたりの使用時間、1日あたりの使用回数及び1ヶ月間の使用日数をそれぞれ所定の欄へ記載してください。</p> <p>貯蔵タンクについては、常時貯蔵していない場合や、高揮発性VOC（ガソリン等）を貯蔵しているときとそれ以外の物質（灯油等）を貯蔵しているときの両方がある場合があります。したがって、本欄には、高揮発性VOCを貯蔵している日数を記載してください。</p>	<p>24時間運転の場合は0時～24時としますが、作業時間を明確に区切っている場合は最初のサイクルの始業時から最終のサイクルの始業時までとしてください。</p> <p>1回あたりの使用時間が24時間を超える場合には、1日あたりの使用日数はすべて1回としてください。</p>

事 項	記載方法	留意事項
<p>排出ガス量</p> <p>使用する主な揮発性有機化合物の種類</p> <p>揮発性有機化合物濃度</p>	<p>湿りガスであって、最大のものを記載してください。「最大のもの」とは、届出の際に予定されている使用条件に従い、当該施設を定格能力で運転するときの排出ガス量のことをいいます。</p> <p>トルエン、キシレン等の物質名を記載してください。 当該VOCが石油類である場合は、物質名ではなく、ガソリン、原油、ナフサ等の製品名を記載してください。</p> <p>湿りガス中の濃度を記載してください。処理施設がある場合には、処理後の濃度を記載してください。 ただし、複数のVOC排出施設のVOCを集合して排出ガス処理装置で処理している場合は、各施設の出口におけるVOC濃度に以下の係数を乗じたものを記載してください。 係数 = 1 - 処理効率 (処理装置出口のVOC濃度 / 処理装置入口のVOC濃度)</p> <p>一施設で複数の排出口を有する場合のVOC濃度については、それぞれについて記載するのが原則ですが、以下のいずれかでも構いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の構造等から最高濃度のVOCを排出している排出口が特定できる場合は、当該排出口におけるVOC濃度。</li> <li>各排出口からのVOC濃度を排出ガス量で加重平均した濃度。</li> </ul> <p>複数の揮発性有機化合物排出施設等から集合煙突を経て排出される場合であっても、各施設が単独に稼働し、当該集合煙突から排出する場合のものを測定又は計算して記載してください。現行のばい煙規制と同様の取扱いです。</p> <p>新たに設置する施設の場合には、計算により求めた濃度を記載してください。</p> <p>貯蔵タンク（排出ガス処理装置を設置しているものを除く。）の場合には、計算により求めたVOC濃度を記載してください。</p>	<p>貯蔵タンクの場合は記載不要です。</p> <div data-bbox="963 689 1433 1124" data-label="Diagram"> </div> <p>加重平均値 = <math display="block">\frac{C_1 \times V_1 + C_2 \times V_2 + \dots + C_n \times V_n}{V_1 + V_2 + \dots + V_n}</math></p> <p>C : 各排出口の濃度 V : 各排出口の排出ガス量 n : 排出口の数</p> <p>使用届の場合、設計値が不明であれば実測値を記載しても差し支えありません。</p>

事 項	記載方法	留意事項
参考事項	<p>VOCの排出状況に著しい変動がある施設についての一工程中の排出量の変動の状況や、VOCの排出抑制のために行っている方法(排ガスを処理施設において処理しているものを除く)等を記載してください。</p> <p>当該揮発性有機化合物排出施設と機種、能力等同一の施設を同時に複数設置する場合も、その旨を本欄に記載してください。</p> <p>また、その他参考となるべき事項があれば記載してください。</p>	



事 項	記 載 方 法	留 意 事 項								
揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号	<p>設置する(している)すべての揮発性有機化合物処理施設に番号を付したうえで、今回の届出に係る施設に付された番号を抜き出し記載してください。</p> <p>なお、本欄への記載は1欄に1施設ずつ記載してください。</p> <p>また、変更届の場合は変更前、変更後の内容を対照して別欄に記載してください。</p>	<p>排ガス処理施設において処理していない場合であっても、「揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号」の欄に「なし」と記載し、「処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号」の欄に該当する施設番号を記載してください。</p> <p>府様式B(VOC)の揮発性有機化合物排出施設等リストの施設番号と一致させてください。</p> <p>一旦付した番号は変更しないでください。</p>								
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号	<p>本欄に記載の処理施設において処理する揮発性有機化合物排出施設の番号(別紙1の施設番号)を記載してください。</p>	<p>複数の揮発性有機化合物排出施設から排出されるVOCを1つの処理施設でまとめて処理している場合は、関係する揮発性有機化合物排出施設の番号を列挙してください。</p>								
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式	<table border="1" data-bbox="523 1070 783 1384"> <tr> <th>種類の例</th> </tr> <tr> <td>直接燃焼装置</td> </tr> <tr> <td>触媒燃焼装置</td> </tr> <tr> <td>蓄熱燃焼装置</td> </tr> <tr> <td>吸着処理装置</td> </tr> <tr> <td>冷却凝縮装置</td> </tr> <tr> <td>吸収分離装置</td> </tr> <tr> <td>密閉装置</td> </tr> </table>	種類の例	直接燃焼装置	触媒燃焼装置	蓄熱燃焼装置	吸着処理装置	冷却凝縮装置	吸収分離装置	密閉装置	<p>揮発性有機化合物処理施設が無く、直接煙突から排出されている場合は、「(煙突)」と記載し、以下の項は空欄としてください。</p> <p>左表のいずれにも該当しない場合は、それぞれ具体的に記載してください。</p>
種類の例										
直接燃焼装置										
触媒燃焼装置										
蓄熱燃焼装置										
吸着処理装置										
冷却凝縮装置										
吸収分離装置										
密閉装置										
設置年月日 着手予定年月日 使用開始予定年月日	<p>揮発性有機化合物処理施設について別紙1の揮発性有機化合物排出施設に係る記載方法に準じて記載してください。(着手予定日、使用開始予定日についても同様)。</p>									
処理能力 排出ガス量	<p>本欄に記載している処理施設の入口における湿りガスであって、最大のものを記載してください。</p>	<p>届出の際に予定されている使用条件に従い、当該処理施設を定格能力で運転するときの排出ガス量のことをいいます。</p>								
揮発性有機化合物濃度	<p>本欄に記載している処理施設の処理前及び処理後における揮発性有機化合物濃度を記入してください。</p>	<p>当該処理施設で処理する全ての排出ガス(届出対象外の施設の排出ガスや工場内の局所排気を含む。)の合計について記入してください。</p>								

事 項	記 載 方 法	留 意 事 項
業種	日本標準産業分類に基づいて記載してください。	例 印刷業
資本金等	法人の場合のみ資本金又は出資金を記載してください。	
用途地域	施設の設置場所の用途地域について記載してください。	例 工業地域
環境保全協定等の締結状況	該当するものに○を付けてください。	
従業員数	届出時における法人全体及び該当工場等における従業員の規模を表す概数をそれぞれ記載してください。なお、当該工場等において臨時雇用者がある場合は外数とし、( )内に記載してください。	
担当者	当該届出作成者の所属部課係名、職名、氏名、電話連絡先を記載してください。	緊急時に連絡がつく番号を記載してください。 電話連絡先については、直通がある場合についてはその番号、直通がない場合については内線番号等を記載してください。
揮発性有機化合物発生工程概略図	揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物が排出される工程の概略図を記載してください。 所定の欄に収まらない場合は別紙により作成し添付してください。	工程中における揮発性有機化合物排出施設の位置及び揮発性有機化合物処理施設の位置を二重線で囲む等により明記してください。
設置（変更）の内容及び理由	今回の届出に係る概要を記載してください。 所定の欄に収まらない場合は別紙により作成し添付してください。	例 (設置の場合) 印刷工程の新設に伴い、オフセット輪転印刷機2基を設置する。 (変更の場合) 印刷品質向上のため、使用する溶剤を△△から○○に変更する。

事 項	記 載 方 法	留 意 事 項
台帳番号	この欄への記入は不要です。	
A 揮発性有機化合物排出施設  ・番号  ・施設の種類  ・設置年月日  ・施設の規模	揮発性有機化合物排出施設に工場又は事業場における当該施設を特定する一連番号を付し記載してください。  大気汚染防止法施行令別表第1の2の上欄に掲げる項番号及び中欄に掲げる施設の種類を（具体的に）記載してください。  設置届の場合には着手予定年月日、使用届及び変更届の場合には設置年月日を記載してください。  大気汚染防止法施行令別表第1の2の下欄に掲げる送風機等設備の名称及びその能力（単位を付記すること）を記載してください。	例 6項 印刷の用に供する乾燥施設  設置年月日とは設置の工事に着手した年月日のことをいいます。  例 送風機 43,800m <sup>3</sup> /h
B 揮発性有機化合物処理施設  ・番号  ・関係するAの番号  ・施設の種類  ・処理効率	揮発性有機化合物処理施設に工場又は事業場における当該施設を特定する一連番号を付し記載してください。  当該揮発性有機化合物処理施設において処理する揮発性有機化合物排出施設の番号を記載してください。  当該処理施設の一般的な名称を記載してください。  処理効率（%）を記載してください。	別紙2の揮発性有機化合物の処理施設の種類を記載してください。  別紙2の処理効率と一致します。
C 排出口  ・番号  ・関係するAの番号  ・関係するBの番号	排出口に工場又は事業場における当該排出口を特定する一連番号を付し記載してください。  当該排出口に係る揮発性有機化合物排出施設の番号を記載してください。  当該排出口に係る揮発性有機化合物処理施設の番号を記載してください。	

(2) 氏名等変更届出書  
(共通様式)

(記載例 23 ページ)

事 項	記 載 方 法	留 意 事 項
届出内容	届出内容に応じ、不要な字句を抹消してください。	京都府では、氏名等変更届出書については、他の環境法令と共通の様式を用いています。
根拠法令	大気汚染防止法以外の法令名を二重線で消してください。	
届出年月日	保健所へ提出の年月日を記載してください。	
届 出 者	<p>届出者は、法人にあつては原則として当該法人の代表者としてください。</p> <p>また、委任状を添付して代理人が届け出ても差し支えありません。</p> <p>法人にあつては、代表者印（登記されているもの）を押印してください。</p> <p>なお、氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。</p>	<p>代理人が届け出る場合、届出者に係る必要事項を記載し、その下欄に代理人と明記し、記名押印してください。</p> <p>また、届出者から公害関係法令に係る届出等に関する権限を委任された旨の委任状（代理権授与証）を添付してください。</p> <p>ただし、既に届出のある届出者の代理人が当該工場又は事業場の長である場合であつて委任者及び受任者の双方に変更のない場合は、既提出の委任状の写しでも差し支えありません。</p>
変更の内容 変更前 変更後	変更のあつた事項について、変更前、変更後の内容を記載してください。	変更事項が複数の場合は、別紙にその内容を記載し、添付するなどしてください。
変更年月日	変更の事実が発生した年月日を記載してください。	変更後 30 日以内に届出されていなければなりません。
変更の理由	主たる理由を簡潔に記載してください。	
工場又は事業場の名称	当初に設置（使用）届を提出している工場又は事業場の名称（府域に設置しているものに限る。）を記載してください。	
工場又は事業場の所在地	当該工場又は事業場の所在地を記載してください。	

(3) ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）  
 使用廃止届出書  
 (様式第五)

(記載例 24 ページ)

事 項	記 載 方 法	留 意 事 項
届出書の種別	本様式はばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設の使用廃止の届出に共通のものであり、記載に際してはその都度不要な字句を抹消してください。	
届出年月日	保健所へ提出の年月日を記載してください。	
届 出 者	届出者は、法人にあつては原則として当該法人の代表者としてください。 また、委任状を添付して代理人が届け出ても差し支えありません。 法人にあつては、代表者印（登記されているもの）を押印してください。 なお、氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。	代理人が届け出る場合、届出者に係る必要事項を記載し、その下欄に代理人と明記し、記名押印してください。 また、届出者から公害関係法令に係る届出等に関する権限を委任された旨の委任状（代理権授与証）を添付してください。 ただし、既に届出のある届出者の代理人が当該工場又は事業場の長である場合であつて委任者及び受任者の双方に変更のない場合は、既提出の委任状の写しでも差し支えありません。
届出内容	届出内容に応じ、不要な文字を抹消してください。	
工場又は事業場の名称	当該揮発性有機化合物排出施設を設置していた工場又は事業場の名称を記載してください。	名称は省略せず記載してください。
工場又は事業場の所在地	当該揮発性有機化合物排出施設を設置していた工場又は事業場の所在地を記載してください。	番地まで記載してください。
施設の種類の	使用を廃止した揮発性有機化合物排出施設の項番号及び名称（令別表第1の2に掲げるもの）を記載してください。	廃止した施設が複数種類の場合は別紙に記載してください。 一部の施設を廃止した場合は、配置図及び施設リストによって、どの施設を廃止したのか明確にしてください。
施設の設置場所	「別図のとおり」と記載してください。 ただし、届出施設をすべて廃止した場合は記載は不要です。	
使用廃止の年月日	廃止した年月日を記載してください。	
使用廃止の理由	主たる理由を簡潔に記載してください。	廃止後30日以内に届出されていなければなりません。

(4) 承継届出書  
(共通様式)

(記載例 26 ページ)

事 項	記 載 方 法	留 意 事 項
届出内容	揮発性有機化合物排出施設以外の施設名を二重線で消してください。	京都府では、承継届出書については、他の環境法令と共通の様式を用いています。
根拠法令	大気汚染防止法以外の法令名を二重線で消してください。	
届出年月日	保健所へ提出の年月日を記載してください。	
届 出 者	届出者は、承継した人、又は法人について記載してください。 法人にあつては原則として当該法人の代表者としてください。 また、委任状を添付して代理人が届け出ても差し支えありません。 法人にあつては、代表者印（登記されているもの）を押印してください。 なお、氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができます。	やむを得ず、代理人が届け出る場合、届出者に係る必要事項を記載し、その下欄に代理人と明記し、記名押印してください。 また、届出者から公害関係法令に係る届出等に関する権限を委任された旨の委任状（代理権授与証）を添付してください。 ただし、既に届出のある届出者の代理人が当該工場又は事業場の長である場合であつて委任者及び受任者の双方に変更のない場合は、既提出の委任状の写しでも差し支えありません。
届出内容	届出内容に応じ、不要な文字を抹消してください。	
工場又は事業場の名称	承継した揮発性有機化合物排出施設が設置されていた工場又は事業場の承継する前の名称を記載してください。	名称は省略せず記載してください。 承継に伴い工場又は事業場の名称を変更した場合は、承継届において名称の変更がわかるように記載してください。（氏名変更等届は不要です。）
工場又は事業場の所在地	承継した揮発性有機化合物排出施設が設置されている工場又は事業場の所在地を記載してください。	番地まで記載してください。 承継した施設を他の場所へ移設する場合は同一構内でなければ別途使用廃止届及び設置届を提出してください。
施設の種類	承継した揮発性有機化合物排出施設の項番号及び名称（令別表第1の2に掲げるもの）を記載してください。	本欄名称の後に施設数を付記するとともに、府様式Bを添付してください。
施設の設置場所	「別図のとおり」と記載してください。	承継後30日以内に届出されていなければなりません。
承継年月日	承継の事実が発生した年月日を記載してください。	

事 項	記載要領	留意事項
被承継者 氏名又は名称 住所  承継の原因	承継前の設置者の氏名等及び住所を記載 してください。  主たる理由を簡潔に記載してください。	

様式第二の二

揮発性有機化合物排出施設設置~~（使用、変更）~~届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

京都府□□□保健所長 様

届出者住所 〇〇市△△町□□×番地の×

名 称 A印刷株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇印

電 話 (×××) ×××-××××

大気汚染防止法第17条の5第1項~~（第17条の6第1項、第17条の7第1項）~~の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	<b>A印刷株式会社 京都工場</b>	※ 整理番号	
工場または事業場の所在地	□□市△△町 □□×番地の×	※ 受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種類	<b>6項 印刷の用に 供する乾燥施設</b>	※ 施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造 及び使用の方法	<b>別紙1のとおり。</b>	※ 審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	<b>別紙2のとおり。</b>	※ 備 考	

- 備考 1 揮発性有機化合物排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。



## 揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		1	2
名称及び型式		印刷の用に供する乾燥施設 (オフリン用脱臭ドライヤーAB10)	印刷の用に供する乾燥施設 (オフリン用脱臭ドライヤーMCOS5)
設置年月日		年 月 日	年 月 日
着手予定年月日		平成△△年△△月△△日	平成△△年△△月△△日
使用開始予定年月日		平成△△年〇〇月〇〇日	平成△△年〇〇月〇〇日
規模	送風機の送風能力 (m <sup>3</sup> /h)	43,800m <sup>3</sup> /h	66,000m <sup>3</sup> /h
	排風機の排風能力 (m <sup>3</sup> /h)		
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m <sup>2</sup> )		
	容 量 (k l)		
1日の使用時間及び月使用日数等		8時～24時 16時間/日 25日/月	8時～24時 16時間/日 25日/月
排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)		4,200 Nm <sup>3</sup> /h	5,100 Nm <sup>3</sup> /h
使用する主な揮発性有機化合物の種類		トルエン、キシレン	ケロシン類
揮発性有機化合物濃度 (容量比ppm(炭素換算))		200 ppmC	200 ppmC
参 考 事 項		2号乾燥装置は大豆インク用	

- 備考
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
  - 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
  - 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
  - 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
  - 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
  - 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
  - 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

## 揮発性有機化合物の処理の方法

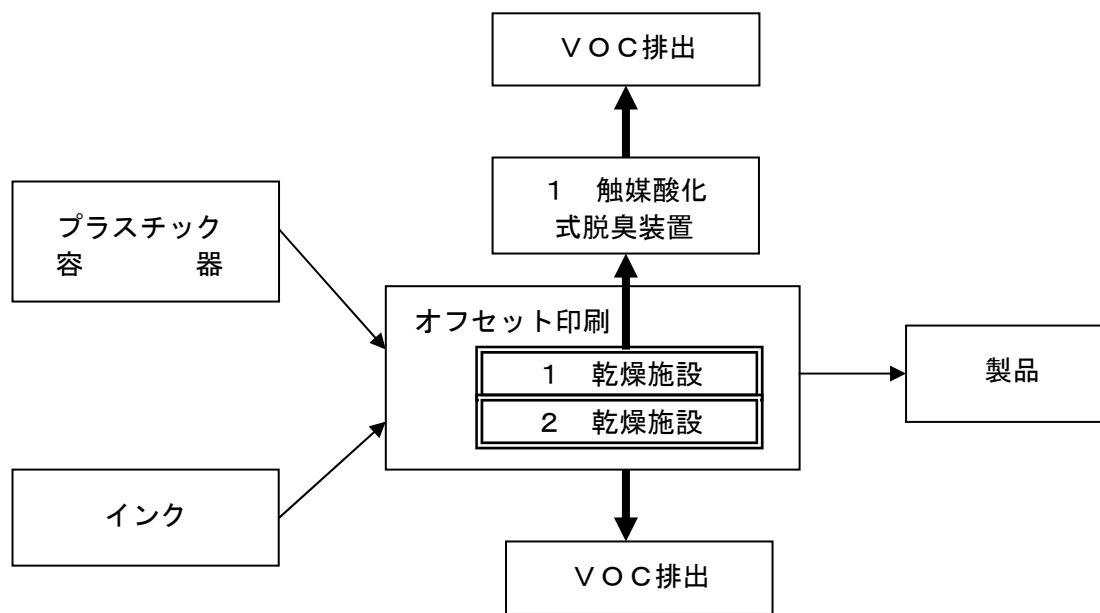
揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号		1	なし
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号		1	2
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式		触媒酸化式脱臭装置 SBD112	(煙突)
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		平成△△年△△月△△日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成△△年〇〇月〇〇日	年 月 日
処 理 能 力	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)		4, 200 Nm <sup>3</sup> /h
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容量比ppm (炭素換算))	処理前	5, 000 ppmC
		処理後	200 ppmC
	処 理 効 率 (%)		96.0%

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

工場・事業場の概要

業種	印刷業	資本金等	5000万円	用途地域	工業地域
公害防止協定等の締結状況		有・ <input type="radio"/> 無	従業員数	法人全体	50人
				工場等	25人(10)
担当者	所属部課係名		〇〇部 〇〇課 〇〇係		
	職名	氏名	〇〇 〇〇	電話連絡先	

揮発性有機化合物発生工程概略図



設置(変更)の内容及び理由

印刷工程の新設に伴いオフセット輪転印刷機2基を設置する。

揮発性有機化合物排出施設等設置リスト

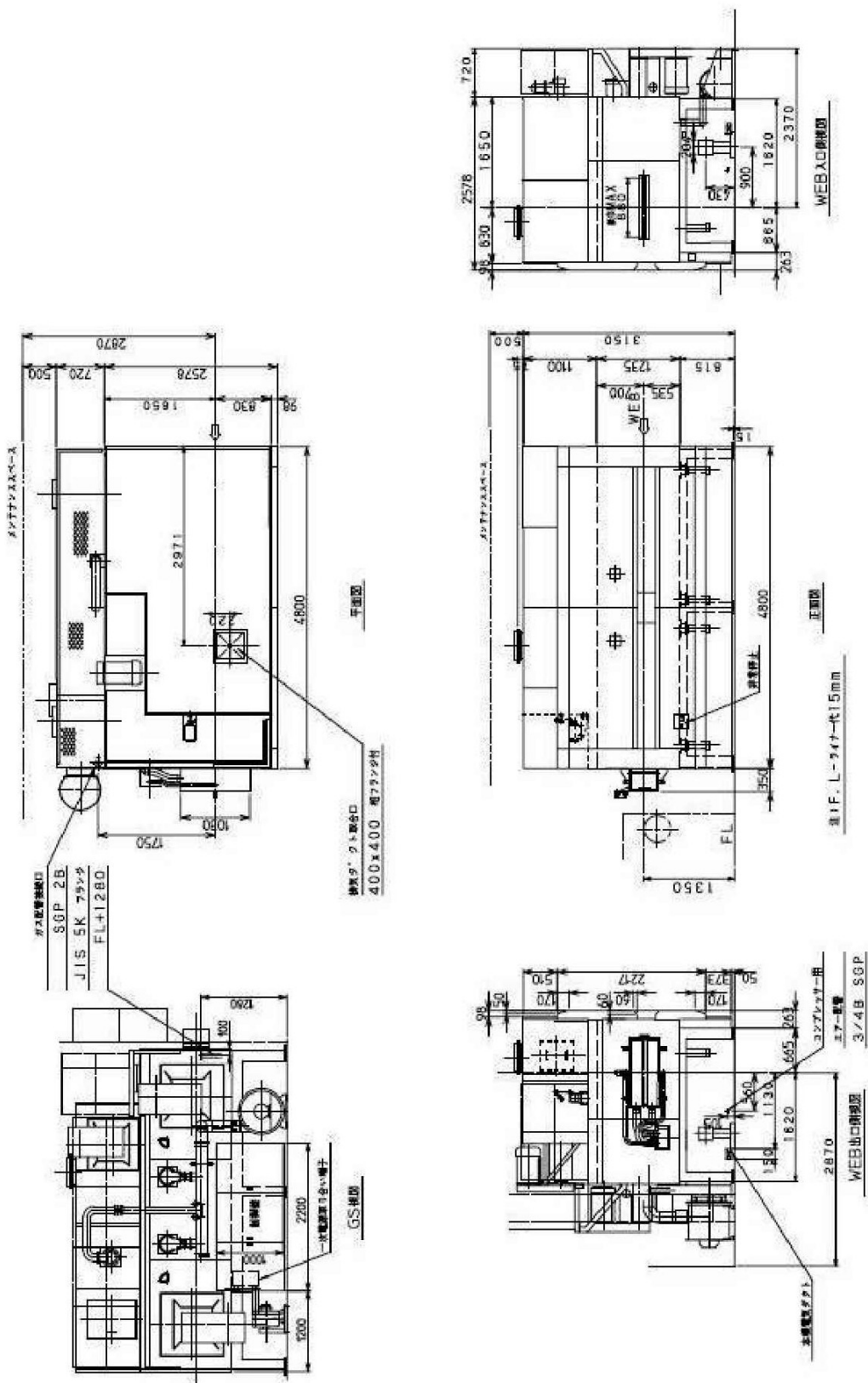
工場・事業場名	A印刷株式会社京都工場
---------	-------------

台帳 番号	A 揮発性有機化合物排出施設					
	番号	施設の種 類		設置年月日	施設の規 模	
		項	種 別		事 項	数 値
	1	6	印刷の用に供する乾燥施設	H△△.△△.△△	送風機	43,800 m <sup>3</sup> /h
	2	6	印刷の用に供する乾燥施設	H△△.△△.△△	送風機	66,000 m <sup>3</sup> /h

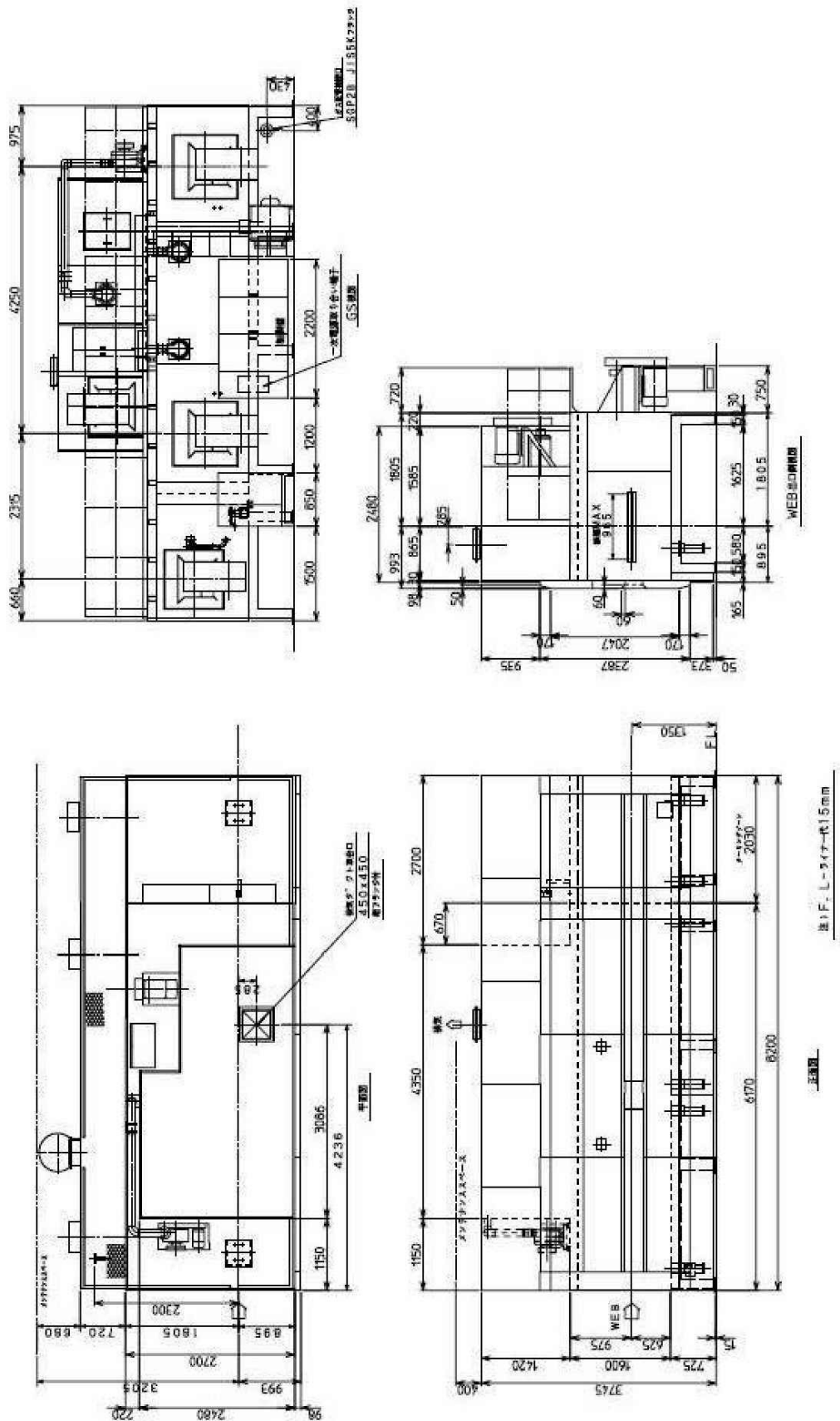
B 揮発性有機化合物処理施設			
番号	関係する Aの番号	施設の種 類	処理効率
1	1	触媒酸化式脱臭装置 SBD112	96.0%

C 排出口		
番号	関係する Aの番号	関係する Bの番号
1	1	1
2	2	-

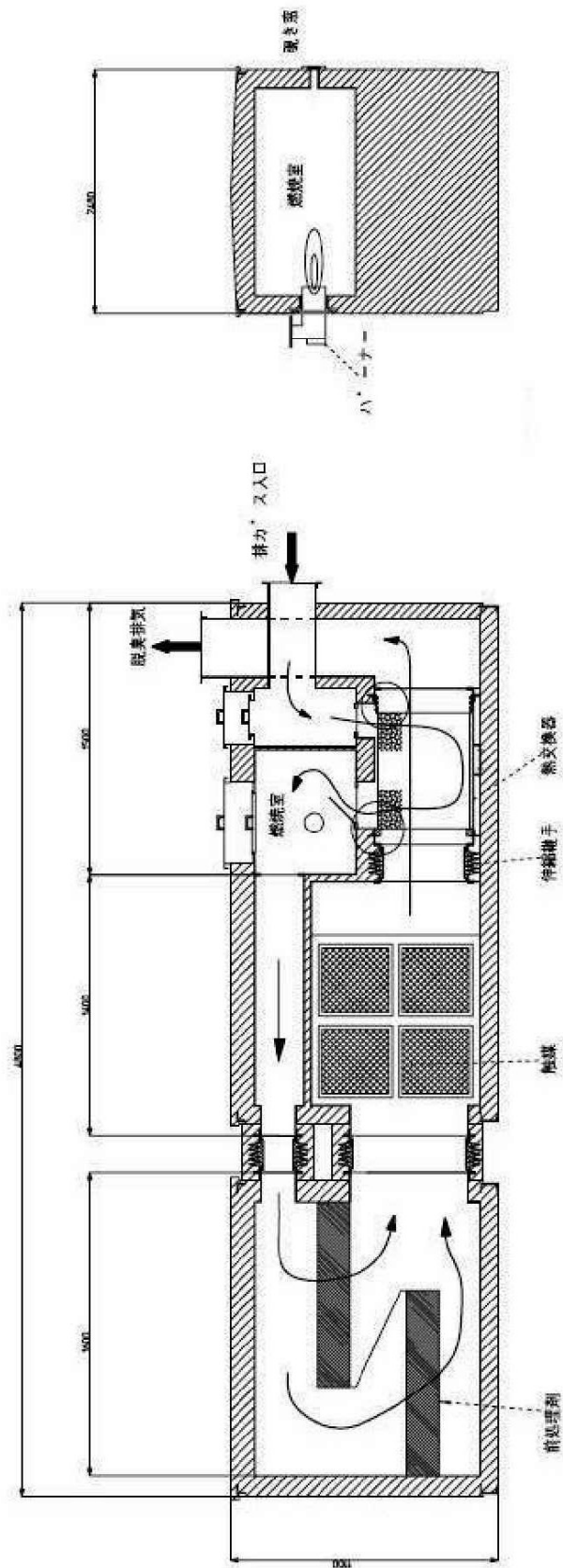
■オフセット輪転印刷機1号乾燥装置（オフリン用脱臭ドライヤーAB10） 概要図



■オフセット輪転印刷機2号乾燥装置（オフリン用ドライヤーMCOS5） 概要図

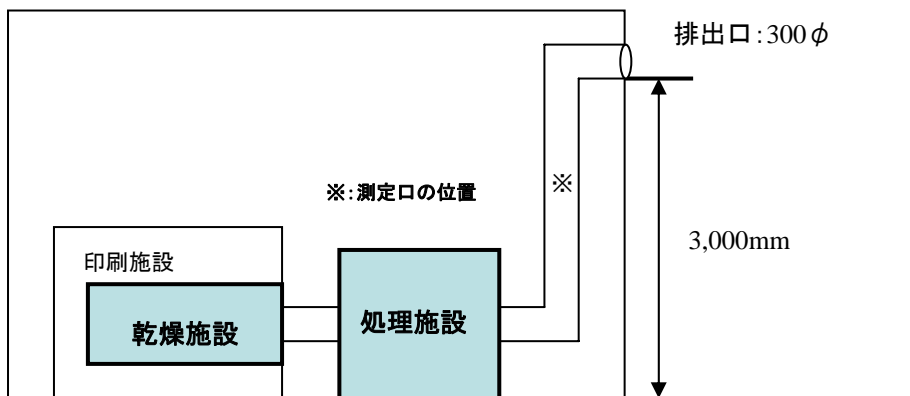


■ 1号脱臭装置（触媒酸化式脱臭装置 SBD112） 概要図

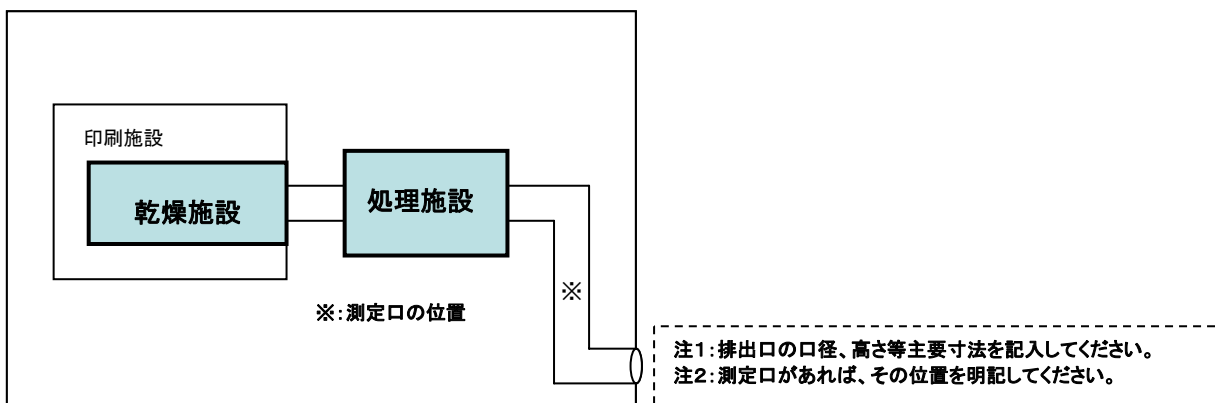


## 揮発性有機化合物の排出方法を記入した概要図記載例

<立面図>

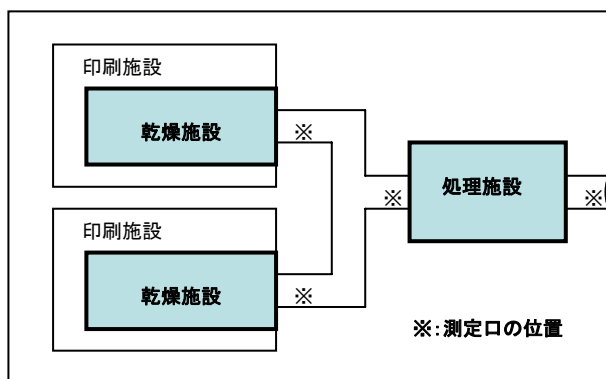


<平面図>



複数の揮発性有機化合物排出施設の揮発性有機化合物を集合して処理施設で処理する場合

<平面図>



注：複数のVOC排出施設に係る測定

(1) 複数のVOC排出施設から集合煙突を通じて排出されるVOC濃度は、集合煙突単位ではなく、個々の施設ごとに測定することが原則であるが、測定対象施設以外の施設を停止させて集合煙突におけるVOC濃度を測定してもよい。

(2) 複数のVOC排出施設のVOCを集合して排出ガス処理装置で処理している場合のVOC濃度は、各施設の出口におけるVOC濃度を測定し（測定が著しく困難な場合には計算により算定することも可。）、それに以下の係数を乗じたものとする。

係数 = 1 - 処理効率 = 処理装置出口のVOC濃度 / 処理装置入口のVOC濃度



氏名等変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

京都府〇〇〇保健所長 様

住 所 〇〇市△△町□□×番地の×

届出者 A印刷株式会社

氏 名 代表取締役社長〇〇〇〇 印  
電話 (×××) ×××-××××

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

<p> <del>大気汚染防止法第11条</del> (第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む)  <del>水質汚濁防止法第10条</del>  <del>瀬戸内海環境保全特別措置法第9条</del>  <del>京都府環境を守り育てる条例第44条第1項</del> </p>	<p>の規定により、 次のとおり届け出ます。</p>
---	--------------------------------

変更の内容	変更前	代表取締役社長 〇〇〇〇	※ 整理番号	
	変更後	代表取締役社長 △△△△	※ 受理年月日	年 月 日
変 更 年 月 日	平成〇〇年〇月△△日		※ 施設番号	
変 更 の 理 由	社長交代のため		※ 備 考	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

工場又は事業場の名称	A印刷株式会社 京都工場 (電話番号 ■■■-■■-■■■■ )
工場又は事業場の所在地	〇〇町×××〇〇番地の〇

様式第五

~~ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）~~使用廃止届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

京都府□□□保健所長 様

届出者住所 〇〇市△△町□□×番地の×  
 名 称 A印刷株式会社  
 代表者氏名 代表取締役社長 〇〇〇〇印  
 電 話 (×××) ×××-××××

~~ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）~~の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	<b>A印刷株式会社 京都工場</b>	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	□□市△△町 □□×番地の×	※ 受理年月日	年 月 日
施設の種類	<b>6項 印刷の用に供する 乾燥施設1基</b>	※ 施設番号	
施設の設置場所	<b>別図のとおり</b>	※ 備 考	
使用廃止の年月日	<b>平成〇〇年〇〇月△△日</b>		
使用廃止の理由	<b>老朽化のため</b>		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

揮発性有機化合物排出施設等設置リスト

工場・事業場名	A印刷株式会社京都工場
---------	-------------

台帳 番号	A 揮発性有機化合物排出施設					B 揮発性有機化合物処理施設			C 排出口				
	番号	施設の種 類		設置年月日	施設の規模		番号	関係する Aの番号	施設の種 類	処理効率	番号	関係する Aの番号	関係する Bの番号
		項	種 別		事 項	数 値							
	1	6	印刷の用に供する乾燥施設	H△△.△△.△△	送風機	43,800 m³/h	1	1	触媒酸化式脱臭装置 SBD112	96.0%	1	1	1
	2	6	印刷の用に供する乾燥施設	H△△.△△.△△	送風機	66,000 m³/h					2	2	-
			廃止										

[共通様式]

承 継 届 出 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

京都府〇〇〇保健所長 様

住所 〇〇町×××〇〇番地の〇  
届出者

**B印刷株式会社**  
氏名 **代表取締役社長〇〇〇〇 印**  
電話 (×××) ×××-××××

{  
ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）  
~~揮発性有機化合物排出施設~~  
特定施設  
特定工場  
}

に係る届出者の地位を承継したので

{  
大気汚染防止法第12条第3項（第17条の13第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む）  
~~水質汚濁防止法第11条第3項~~  
~~瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項~~  
~~京都府環境を守り育てる条例第45条第3項（騒音、振動又は悪臭に係るものを除く。）~~  
}

の規定により、  
次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	<b>B印刷株式会社京都工場</b> (電話番号■■■-■■-■■■■)	※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地	<b>〇〇市△△町□□×番地の×</b>	※ 受理年月日	年 月 日
{ 施設 特定施設 }の種類	<b>6項 印刷の用に供する乾燥施設1基</b>	※ 施設番号	
{ 施設 特定施設 }の設置場所	<b>別図のとおり</b>	※ 備 考	
承 継 年 月 日	<b>平成〇〇年〇〇月〇〇日</b>		
被承継者	氏名又は名称	<b>A印刷株式会社</b> <b>代表取締役社長 〇〇〇〇</b>	
	住 所	<b>〇〇市△△町□□×番地の×</b>	
承 継 の 原 因	<b>売買のため</b>		

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。



参考資料

表1 規制対象となる揮発性有機化合物排出施設及び排出基準

項番号	施設の名称	規模要件	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設にあつては、排風機の排風能力。以下同じ。)が3,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	600ppmC	
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が100,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設(吹付塗装に限る)	既設 700ppmC 新設 400 ppmC
			その他塗装施設(吹付塗装に限る)	700 ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が10,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの	1,000 ppmC
			その他のもの	600 ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400 ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。)	送風機の送風能力が15,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	1,400 ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が7,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	400 ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	送風機の送風能力が27,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	700 ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設(当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの	400 ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	容量が1,000キロリットル以上のもの(ただし、既設のタンクについては2,000キロリットル以上のものについて排出基準を適用する。)	60,000 ppmC	

表2 VOCの範囲から除外する物質

メタン
クロロジフルオロメタン (HCFC-22)
2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)
1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)
1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)
3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca)
1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb)
1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)

表3 揮発性有機化合物(VOC)に該当する主な物質

物質名		物質名	
1	トルエン	51	イソホロン
2	キシレン	52	シクロヘキサノン
3	1,3,5-トリメチルベンゼン	53	エタノール
4	酢酸エチル	54	メチルシクロペンタン
5	デカン	55	酢酸ビニル
6	メタノール	56	3-メチルヘキサン
7	ジクロロメタン	57	2,3-ジメチルブタン
8	メチルエチルケトン	58	2,2-ジメチルブタン
9	n-ブタン	59	メチルシクロヘキサン
10	イソブタン	60	イソプロピルセロソルブ
11	トリクロロエチレン	61	1,2-ジクロロエタン
12	イソプロピルアルコール	62	塩化ビニル
13	酢酸ブチル	63	テトラフルオロエチレン
14	アセトン	64	エチルベンゼン
15	メチルイソブチルケトン	65	クメン
16	ブチルセロソルブ	66	クロロエタン
17	n-ヘキサン	67	トリクロロエタン
18	n-ブタノール	68	アクリロニトリル
19	n-ペンタン	69	テトラヒドロフラン
20	cis-2-ブテン	70	エチレングリコールモノメチルエーテル
21	イソブタノール	71	n-プロピルプロマイド
22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	72	メタクリル酸メチル
23	テトラクロロエチレン	73	1,3-ブタジエン
24	シクロヘキサン	74	1,1-ジクロロエチレン
25	酢酸プロピル	75	2,4-ジメチルペンタン
26	trans-2-ブテン	76	酸化プロピレン
27	エチルセロソルブ	77	クロロホルム
28	ウンデカン	78	臭化メチル
29	ノナン	79	ジペンテン
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	80	1-ヘブテン
31	2-メチルペンタン	81	1,4-ジオキサン
32	エチレングリコール	82	アセトニトリル
33	2-メチル-2-ブテン	83	塩化アリル
34	エチルシクロヘキサン	84	アクリル酸
35	テトラリン	85	イソブレン
36	メチルアミルケトン	86	アセトアルデヒド
37	メチルn-ブチルケトン	87	1,2-ジクロロプロパン
38	クロロメタン	88	メチルセロソルブアセテート
39	ベンジルアルコール	89	エチレンオキシド
40	シクロペンタノン	90	o-ジクロロベンゼン
41	2-メチル-1-ブテン	91	クロロベンゼン
42	n-ヘブタン	92	ギ酸メチル
43	ビスシクロヘキシル	93	トリエチルアミン
44	N,N-ジメチルホルムアミド	94	3-メチルヘブタン
45	trans-2-ペンテン	95	フェノール
46	cis-2-ペンテン	96	ナフタレン
47	スチレン	97	アクリル酸メチル
48	N-メチル-2-ピロリドン	98	シクロヘキシルアミン
49	エチルセロソルブアセテート	99	ホルムアルデヒド
50	ベンゼン	100	エピクロロヒドリン

注1:本表は平成12年度における排出量推計結果に基づき排出量の多い順に配列した。

注2:物質名には通称を含む。